第71期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2018年10月1日から2019年9月30日まで）

ＳＨＯ－ＢＩ株式会社

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための会社の体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の当社の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

（会社法第399条の13第１項第１号ロ、会社法施行規則第110条の4第１項第１号、第２号、第３号）

①監査等委員会の職務を補助すべき使用人について、取締役会は監査等委員会と協議の上、必要な人員を配置する。

②監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、評価、賞罰等人事事項については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする。

(2)当社または子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

（会社法第399条の13第１項第１号ロ、会社法施行規則第110条の4第１項第４号イ・ロ）

①当社の監査等委員会は当社及び子会社の取締役会議事録等、いつでも監査に必要な資料の提供を受けることができる。

②当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から説明を受けることができる。

③当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、次に定める事項の発生・決定が判明したときには速やかに当社の監査等委員会に報告する。

ａ．会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはそのおそれのあるもの
ｂ．会社の信用を大きく低下させたもの、またはそのおそれのあるもの
ｃ．取締役の職務に関して行われた不正行為及び法令または定款に違反する重大な事実
ｄ．当社商品において重大な被害を与えたもの、またはそのおそれがあるもの
ｅ．「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」への違反で重大なもの
ｆ．内部通報制度に基づいて通報された事実
ｇ．公的機関から受けた行政処分
ｈ．重要な会計方針の変更及び会計基準の制定、改廃
ｉ．業績及び業績見込みの公表内容、その他重要な開示事項の内容
ｊ．監査契約の変更

ｋ．内部統制システム、基本方針の変更
１．上記各号に準ずるその他の事項

④当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員会が報告を求めた事項については迅速かつ的確に対応する。

⑤当社の子会社の取締役を兼任する当社の取締役は、重要な事項が発生した場合には当社の監査等委員会へ報告する。

⑥当社グループの監査役連絡会を設置し、子会社の監査役が当社の監査等委員会に定期的に報告する。

(3)監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

（会社法第399条の13第１項第１号ロ、会社法施行規則第110条の4第１項第５号）

当社は、監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けない旨を「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」において規定し、当社グループ役職員に周知徹底する。

(4)監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

（会社法第399条の13第１項第１号ロ、会社法施行規則第110条の4第１項第６号）

監査等委員が当社に対しその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(5)その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（会社法第399条の13第１項第１号ロ、会社法施行規則第110条の4第１項第７号）

①監査等委員会の過半数は社外取締役とし、独立性と透明性を図る。

②監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換会を実施し、意思疎通を図り監査等委員会監査の実効性を高める。

③監査等委員会は必要に応じ適宜、取締役会と意見交換会を開催し会社の現状や課題について情報交換等を実施し、監査等委員会監査の実効性を高める。

④監査等委員会と会計監査人、内部監査人及び子会社の監査役は定期的に情報交換等を実施し、連携力を高め監査体制の充実を図る。

⑤監査等委員会が監査において、社外の専門家の活用が必要と認めた場合、監査等委員会の判断で利用できる。

(6)当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第399条の13第１項第１号ハ、会社法施行規則第110条の4第２項第４号)

①当社は、「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」においてコンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。

②取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規程に基づいて取締役の職務の執行を監督する。

③監査等委員会は、法令及び定款に照らし、監査等委員会規程に基づいて取締役の職務の執行を監査、監督する。

④取締役会は使用人の業務執行手続きの適正を確保するため、各種社内規程を制定し遵守させる。

⑤取締役会は、諸法令等に適合するように社内規程が定められているかといった事項につき外部の専門家に意見を求めることにより確認する。

⑥内部監査室は、取締役及び使用人の業務執行が社内規程を遵守しているか否かの監査を行い、遵守状況の報告を代表取締役及び監査等委員会へ行うとともに、業務執行の適正のため改善指導する。

⑦当社は、「公益通報者保護規程」において、社内通報制度を整備し、取締役及び使用人の不正等コンプライアンス上の問題を発見した当社の取締役及び使用人には、その旨を、取締役は監査等委員会、使用人は内部監査室長に通報させる制度を確立する。

⑧市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」において基本方針を定める。

(7)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法第399条の13第１項第１号ハ、会社法施行規則第110条の4第２項第１号)

取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程等社内規程に基づき適切に保存しかつ管理する。

・株主総会議事録と関連資料
・取締役会議事録と関連資料
・取締役を決裁者とする決裁書類及び付属書類
・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(8)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法第399条の13第１項第１号ハ、会社法施行規則第110条の4第２項第２号）

①企業経営の継続性に支障を与える危機に対処するために各種社内規程を定めることにより損失発生の回避・軽減に努める。

②危機発生が現実になった場合及び発生のおそれがある場合、必要に応じて顧問弁護士等を中心に社外の専門家を動員して、損失の拡大を防止し最小限にとどめる。

③リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社におけるリスクマネジメントを推進する委員会として、企業活動に関する様々なリスクを統括管理するための組織である取締役会直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、併せて「リスク管理規程」に準拠し、リスク管理を徹底する。具体的には、リスクに対する意識の向上とリスク情報を抽出することにより、予防対策の実行及び実行状況を確認するとともに、発生事案に関する情報の把握、分析、再発防止策等により、当社グループ全体への影響を極小化するための対策をとる。

不測の事態の発生時にも高品質の商品やサービスを安定的に供給するための対策を検討する。これらの中で重要な事項は、取締役会に報告し、対応を協議するとともに、当社グループ全体への周知徹底を行い、危機管理体制の強化を図る。

(9)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法第399条の13第１項第１号ハ、会社法施行規則第110条の4第２項第３号）

①取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役及び執行役員の職務執行状況の監督を行う。

②代表取締役の監督の下、取締役会に諮る重要な事項について事前に充分な審議が行われるよう、取締役（会長及び監査等委員であるものを除く。）、常勤の監査等委員を構成員とする経営会議を定期的に開催する。

③取締役（監査等委員であるものを除く。）は取締役会において委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。

④執行役員制度の活用により、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進する。

(10)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法第399条の13第１項第１号ハ、会社法施行規則第110条の4第２項第５号イ・ロ・ハ・ニ）

①当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ⅰ）子会社に関する重要事項については、関係会社管理規程において当社の事前承認を受けるべき事項または当社に報告をすべき事項を定める。

ⅱ）当社子会社の取締役を兼任する当社の取締役が、グループ全体の観点から監督を行い、必要に応じて、当社の取締役会において、子会社の取締役の職務の執行状況の報告を行う。

②当社の子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、当社グループ全体のリスク分析、評価、対応策の協議を実施し、また子会社においても当社と同様のリスク管理規程を運用することにより、リスク管理を徹底する。

③当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ）子会社において、当社取締役と兼任している取締役も出席の下で、取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行う。

ⅱ）当社の子会社の取締役は委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。

ⅲ）当社の予算と実績の対比は、当社グループ連結で業績管理を行う。

④当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ）「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」により、当社グループ子会社についても同規程を準用し、コンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。

ⅱ）子会社の業務執行状況については、定期的に当社の内部監査部門が内部監査を実施する。

ⅲ）当社グループ会社間取引については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切となるよう管理する。

ⅳ）「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」により、コンプライアンス上の問題を発見した当社の子会社の取締役及び使用人には、その旨を、子会社の取締役は当社監査等委員会に、子会社の使用人は当社内部監査室に報告させる制度を確立する。

ⅴ）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や

弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」において基本方針を定め、当社子会社についても規程を準用する。

(11)財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の４の４に規定される内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定するとともに、内部統制の有効性を判断し、内部統制報告書を作成する。また、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要な是正を行い、併せて金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

(12)業務の適正を確保するための会社の体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行の効率性の確保について

当事業年度において、取締役会を21回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行っている。また、執行役員制度を導入し意思決定の迅速化・効率化を図っている。

②コンプライアンス体制について

当社グループの役員・従業員に対し必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育や会議体での説明を行い、法令や定款を遵守するための取り組みを継続的に行っている。また、「公益通報者保護規程」に基づき通報または相談窓口の設置を行い、従業員全員に周知している。

③リスクマネジメント体制について

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、「リスク管理規程」に基づきリスクの検討・抽出を行い、必要に応じて担当取締役が関係部署に指示を行っている。担当取締役は実施状況を確認し、随時リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ報告している。

④業務の適正の確保について

当社グループの事業の報告については定期的に当社取締役会で報告がなされ、課題や問題点については適宜関係部署に指示が出ている。また、業務の適正を確保するため内部監査室が「内部監査計画」に基づき監査を実施しており、内部監査結果は、代表取締役及び常勤監査等委員に報告されている。また、改善が必要な場合には指摘を行っている。

⑤監査等委員会の監査の実効性の確保について

監査等委員は、取締役会、経営会議、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席している。また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役及び使用人に説明を求めている。定例の監査等委員会を開催している他、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換や、当社代表取締役と定期的な面談を行っている。

連結株主資本等変動計算書

（自　2018年10月１日
至　2019年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	545,500	264,313	4,128,233	△71	4,937,974
当期変動額					
剰余金の配当			△134,098		△134,098
親会社株主に帰属する当期純利益			174,438		174,438
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	40,339	―	40,339
当期末残高	545,500	264,313	4,168,572	△71	4,978,314

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	98,956	177,459	44,390	320,805	―	5,258,780
当期変動額						
剰余金の配当						△134,098
親会社株主に帰属する当期純利益						174,438
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△51,986	△53,283	△15,805	△121,075	52,708	△68,366
当期変動額合計	△51,986	△53,283	△15,805	△121,075	52,708	△28,027
当期末残高	46,970	124,175	28,584	199,730	52,708	5,230,753

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

① 連結子会社の数

５社

② 主要な連結子会社の名称

ＳＨＯ－ＢＩ Ｌａｂｏ株式会社
粧美堂日用品（上海）有限公司
台灣妝美堂股份有限公司
壹見健康科技（上海）有限公司

(注)壹見健康科技（上海）有限公司については、当連結会計年度において合弁会社として設立されたことにより連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、粧美堂日用品（上海）有限公司、台灣妝美堂股份有限公司及び壹見健康科技（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同社の６月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、７月１日から連結決算日９月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ

時価法

ハ．たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

・商品　主として月別総平均法

・貯蔵品　最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　８年～47年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　当社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ．返品調整引当金　当社は、将来予想される売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績を勘案した返品見込額に対する売上総利益相当額を計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金　当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法	当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
ロ．数理計算上の差異の費用処理方法	当社は、数理計算上の差異については、発生年度に一括費用処理することとしております。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。 特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ取引及び為替予約取引 ヘッジ対象…借入金の利息、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
ハ．ヘッジ方針	外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
ニ．ヘッジの有効性の評価	金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。 為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、有効性の評価を省略しております。

⑦　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記
（連結貸借対照表）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号　平成30年３月26日）を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産　962,964千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	13,410,000	―	―	13,410,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種　類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年11月15日取締役会	普通株式	67,049	5.00	2018年９月30日	2018年12月７日
2019年５月17日取締役会	普通株式	67,049	5.00	2019年３月31日	2019年６月７日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種　類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年11月15日取締役会	普通株式	利益剰余金	67,049	5.00	2019年９月30日	2019年12月６日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で余資運用を行い、主に短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

当社グループは業務を遂行する上で、輸入仕入商品の代金決済の一部に充てるため為替予約取引を行い、また、金利変動リスクや為替変動リスクの回避を目的とした金利スワップ取引及び通貨スワップ等の取引をデリバティブ取引管理規程に基づき行っており、投機的な目的でデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

外貨預金は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、外貨建営業債権は、市場価格（為替）の変動によるリスクを有しております。

投資有価証券は、取引先企業の株式等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべてが４ヶ月以内の支払期日であります。なお、外貨建営業債務は、市場価格（為替）の変動によるリスクを有しております。

借入金は、主に運転資金として必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部の長期借入金は金利変動リスクを有しております。

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスク等を内包しております。市場リスクは取引対象物の将来の市場価格（為替・金利等）の変動によるリスクを有しております。信用リスクは相手方の倒産等により当初の契約どおりに取引が履行できなくなった場合に損失を被る可能性があります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、外貨預金については、定期的に為替相場を把握し、為替変動リスクを管理しております。

営業債権については、期日管理をはじめとして与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。なお、外貨建営業債権については、外貨建営業債務の範囲内にあります。

投資有価証券については、余資運用基準に基づき四半期ごとに時価等の把握を行っております。

外貨建営業債務の一部については、為替予約を利用し為替リスクをヘッジしております。

長期借入金の金利変動リスクについては、金利スワップ取引を実施して金利の固定化を図っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に従い、管理本部が決裁責任者の承認を得て行っております。また、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関に限定しており、相手方の契約不履行による、いわゆる信用リスクは殆どないと判断しております。

資金調達に係る流動性リスクについて、各部署からの報告に基づき管理本部が資金繰計画を毎月作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の１ヶ月相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２) 参照)。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	5,253,652	5,253,652	―
(2) 受取手形及び売掛金	2,914,761	2,914,761	―
(3) 投資有価証券 その他有価証券	223,791	223,791	―
資産計	8,392,204	8,392,204	―
(4) 支払手形及び買掛金	2,031,564	2,031,564	―
(5) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	4,706,104	4,705,862	△241
負債計	6,737,668	6,737,427	△241
デリバティブ取引（※）	188,937	188,937	―

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（１年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

① 通貨関連

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等（千円）	契約額等のうち１年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
市場取引以外の取引	通貨オプション取引 売建 米ドル	700,000	―	5,698 (※)	5,698

（※）時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

② 金利関連

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

① 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち１年超（千円）	時価（千円）
原則的処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引	5,157,655	3,317,030	183,239 (※)

（※）時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

② 金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち１年超（千円）	時価（千円）
特例処理	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	90,004	―	(※)

（※）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	77,366

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. １株当たり情報に関する注記
(1) １株当たり純資産額　　386円14銭
(2) １株当たり当期純利益　　13円01銭

7. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（自　2018年10月１日
至　2019年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	545,500	264,313	264,313	64,700	93,248	198,000	4,016,902	4,372,850
当期変動額								
剰余金の配当							△134,098	△134,098
当期純利益							87,306	87,306
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	―	―	―	―	―	―	△46,792	△46,792
当期末残高	545,500	264,313	264,313	64,700	93,248	198,000	3,970,110	4,326,058

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△71	5,182,592	98,956	177,459	276,415	5,459,007
当期変動額						
剰余金の配当		△134,098				△134,098
当期純利益		87,306				87,306
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△51,986	△53,283	△105,269	△105,269
当期変動額合計	―	△46,792	△51,986	△53,283	△105,269	△152,061
当期末残高	△71	5,135,800	46,970	124,175	171,145	5,306,945

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ．関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

・商品　主として月別総平均法

・貯蔵品　最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８年～47年
構築物	10年～34年
工具、器具及び備品	４年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③　返品調整引当金　　将来予想される売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績を勘案した返品見込額に対する売上総利益相当額を計上しております。

④　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度に一括費用処理することとしております。

⑤　役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理を採用しております。

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段…金利スワップ取引及び為替予約取引
ヘッジ対象…借入金の利息、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針　外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性の評価　金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号　平成30年３月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「不動産賃貸収入」（前事業年度5,052千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	913,883千円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は債務

短期金銭債権	45,254千円
短期金銭債務	184,892千円

(3) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高の総額

営業取引（売上高）	17,795千円
（売上原価）	2,083,483千円
（販売費及び一般管理費）	3,695千円
営業取引以外の取引高	48,999千円

(2) 関係会社事業損失

関係会社事業損失は、連結子会社であるワンミーツ株式会社から事業を譲り受けたことに伴い発生した損失及び同社株式に係る関係会社株式評価損であります。

(3) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	127	—	—	127

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払社会保険料	7,145千円
未払事業税・事業所税	7,466千円
売上値引	13,411千円
賞与引当金	47,705千円
返品調整引当金	12,676千円
商品評価損	10,615千円
貯蔵品	4,182千円
役員退職慰労引当金	30,482千円
資産除去債務	9,861千円
減損損失	2,435千円
投資有価証券評価損	4,603千円
関係会社株式評価損	3,062千円
関係会社出資金評価損	25,200千円
関係会社貸倒引当金	27,282千円
貸倒引当金	921千円
その他	9,757千円
小計	216,811千円
評価性引当額	△87,863千円
合計	128,948千円

(繰延税金負債)

繰延ヘッジ損益	△54,803千円
前払年金費用	△37,108千円
固定資産圧縮積立金	△41,153千円
その他有価証券評価差額金	△14,097千円
資産除去債務に対する除去費用	△4,614千円
合計	△151,777千円
繰延税金資産(負債)の純額	△22,829千円

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	ＳＨＯ－ＢＩ Ｌａｂｏ 株式会社	(所有) 直接 100.0	役員の兼任 商品の購入	商品の購入 （注１）	1,956,212	支払手形及び買掛金	179,569
子会社	台灣妝美堂 股份有限公司	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	資金の貸付 （注２）	91,462	関係会社長期貸付金 （注３）	284,256
				利息の受取 （注２）	2,503	その他 （流動資産）	885
子会社	ワンミーツ 株式会社 （注５）	(所有) 直接 100.0	役員の兼任 商品の販売	事業の譲受 譲受資産合計 譲受負債合計 （注４）	15,987 58,799	その他 （流動資産）	14,632

（注１）市場価格などを勘案した上で、一般の取引条件と同様に決定しております。
（注２）資金の貸付条件については、市場金利などを勘案した上で合理的に決定しております。
なお、担保は受け入れておりません。
（注３）関係会社長期貸付金に対しては、貸倒引当金を設定しており、当事業年度に64,700千円を繰入れ、当事業年度末における残高は89,100千円となっております。
（注４）ワンミーツ株式会社はコンタクトレンズのネットショップを運営しておりましたが、財政状態や人員等の状況を踏まえ、効率的な事業構築のためすべての事業を当社が譲受したものであり、適正な帳簿価額に基づき取引価格を決定しております。
（注５）2019年10月１日付でワンミーツ株式会社の商号を株式会社Ｒｉｓｋ　Ｐｉｃｋｓへ変更いたしました。
（注６）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

8. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　395円75銭

(2) １株当たり当期純利益　6円51銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。